

【部会名】 源泉部会
【タイトル】 7月研修会

【日時】 平成21年7月 2日(木) PM 2:00~4:00
【場所】 法人会館2階会議室

【研修テーマ】 「タックスアンサーからよくある質問」
~ 料金・報酬・非居住者等 ~

【講師】 田中 統括官
(法人課税第2部門)



【内容】 盛り沢山であったが、主な内容は以下の通り。

年末調整

(1) 誤りの多い項目

扶養控除・・・妻のパート収入が見込みを超えた場合、1月にその源泉徴収票を夫の会社に提出し、再計算すること。

住宅借入金等特別控除

- イ. 借入金残高に対する控除率は、毎年一定ではない。
- ロ. " の限度額を超えて控除しない

退職金

「退職所得の受給に関する申告書を」提出していないと、20%課税
同じ年に2ヶ所以上から退職金をもらった場合(役員に多い)は、勤続年数を合算・・・他の会社等から交付されている「退職所得の源泉徴収票」の提出を受けること。

報酬・料金等

支払い先が法人の場合、源泉徴収は殆んど不要

交通費や宿泊費の扱い

- イ. 講演料と込みで支払った・・・報酬・料金等を含めて源泉徴収
- ロ. " と区分して支払った・・・" " に含めず源泉徴収

源泉所得税を納める期限

- イ. 原則は、支払った月の翌月の10日まで。納期の特例の適用を受けていれば、半年毎に。
- ロ. 外交員・ホステスの報酬は、必ず支払った月の翌月10日までに。

給与所得と事業所得の区分

イ. 源泉徴収は給与所得なら必要で、事業所得なら不要

ロ. 区分は役務内容による

(参考)	給与	報酬
契約内容は、他人の代替が可能か？	NO	YES
引渡しを終えていない完成品が不可抗力の為に消失した場合において、その者が権利として報酬請求できるか？	YES	NO

非居住者等

「非居住者や外国法人」に対する課税の範囲は、「国内源泉所得」に限る。

イ. 個人・・・居住者：国内に住所がある、又は居所（現実に生活している）に1年以上いる。

非居住者：居住者以外をいう。

ロ. 法人・・・外国法人：本店所在地主義が原則。但し、相手国が管理支配主義を採用している場合は、これに従う。

内国法人：外国法人以外をいう。

国内源泉所得であっても、日本国内における「恒久的施設（PE）」の有無で課税関係が異なる。

有（形式でなく、機能的な側面で判定）・・・総合課税

無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・非課税



また、租税条約による国内源泉所得について異なる定めがある場合は、これに従う。

イ. 例えば、中国人留学生は、（通常20%課税のところ）生活範囲の所得については免税。

ロ. 「租税条約に関する届出書」を、（給与の支払い者を通じて）給料の支払日の前日までに税務署へ提出。